

船員に関する青少年雇用対策基本方針案(概要)

青少年の雇用の促進等に関する法律第8条により、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針を定める。

I 青少年船員雇用対策の方向性

- ・適職選択を行うことについて未熟な青少年に対して、マッチングの向上等のために積極的な支援を行う。
- ・船員の職場環境の特殊性、海技免許等の取得が就職にあたり重要であること等について理解を醸成し、船員を適職として選択し、早期離職することなく船員経験を積むために、適切な船員教育訓練機関へ誘導する。
- ・青少年船員雇用対策は、各関係者が連携・協力し、社会全体で取組を進めることが必要である。

II 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

1 在学段階からの職業意識の醸成

- ・在学時の早期から、船員経験者による出前講座、インターンシップへの参加等、船員に対する理解を深める。
- ・青少年の就職活動や働く上でのトラブル防止の観点から労働法制に関する基礎知識等の周知啓発を船員教育訓練機関等に対して行う。

2 ニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施

船員教育訓練機関における、その時々ニーズを踏まえた適切な教育訓練の実施、志望者数や雇用情勢等を踏まえた入学定員の適切な維持・拡充等に取り組む。

3 マッチングの向上等による職業生活への円滑な移行、適切な職業選択及び職場定着の支援

- ・職業生活への円滑な移行のために、地方運輸局は船員教育訓練機関等と連携・協力し、就職支援セミナー等の支援を行う。
- ・マッチングの向上のための労働条件等の明示の徹底、積極的な情報提供の促進を行う。
- ・労働法令違反が疑われる企業には、是正を指導した段階で企業名を公表する等の実効性のある措置を行う。
- ・海上労働の特殊性を考慮し、労働環境の改善、メンタルヘルスに関する情報提供等、企業に対して職場環境の整備を促す。

III 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する就職支援等

- ・中途退学者、未就職卒業者に対して、中退、卒業後に各支援機関の支援の谷間に陥ることのないように、船員教育訓練機関等と地方運輸局が連携して情報提供等の支援を継続的に行う。

IV 企業における青少年の活躍促進に向けた取り組みに対する支援

- ・青少年の雇用管理に積極的に取り組む中小企業については、重点的にマッチングを実施する。
- ・所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の改善に向けた企業における自主的な取組を促す。

V 船員に関する資格の取得等の促進

- ・海技免許等の資格取得は円滑なマッチングに資することから、民間養成施設が実施する六級海技士短期取得制度等を積極的にアピールする。
- ・スキルの向上等を目指す青少年には、海技大学校や船員雇用促進センターが実施する技能訓練を周知する。